

# 大分県報

令和七年  
第五九三号  
三月二十一日

（金曜日）

## 目次

### 告示

- 一 家畜検査の実施……………
- 二 家畜伝染病予防法による注射の命令……………
- 二 県営土地改良事業施行申請適當の決定及び縦覧……………
- 二 保安林の指定（四件）……………
- 三 道路区域の変更（二件）……………
- 四 道路の供用開始（二件）……………
- 大分海区漁業調整委員会告示
- 四 投錨して行う船釣りの禁止……………
- 五 あみ等のまきえを使用して行う船釣り及び当該船釣りに係る遊漁案内行為の禁止……………
- 六 大分県海域におけるあみ等のまきえの使用の禁止……………
- 七 投錨して行う船釣り及びあみのまきえを使用して行う船釣りの禁止……………
- 七 伊予灘及び豊後水道北部におけるまこがれいの採捕の禁止……………
- 七 豊後水道北部におけるいささきの採捕の禁止……………

### 告示

#### 大分県告示第百二十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり家畜の検査を実施する。

令和七年三月二十一日

大分県知事

佐藤 樹一郎

#### 一 実施の目的

家畜の伝染性疾病のうち、ブルセラ症、結核、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、牛カンピ

令和七年三月二十一日

大分県報（告示）

一

伝染性疾病の種類	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
ロバクター症、トリコモナス症及びオーエスキー病の発生予防のため 二 伝染性疾病の種類、実施する区域、実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲、実施の期日並びに検査の方法	県下全域	家畜保健衛生所長が必要と認め た牛及び豚	令七・四・ 一から令 八・三・三 一までの間 において家 畜保健衛生 所長が指定 する日	牛のブルセラ症 及び結核の清浄 性維持サーベイ ランス実施要領 （令和六年三月 二十六日付け五 消安第七七五 号農林水産省消 費・安全局動物 衛生課長通知） による方法
伝達性海綿状脳症	〃	実施区域内で飼育されており、 生前に歩行困難、起立不能等 であった牛の死体及び農林水産大 臣が指定する症状を呈していた 又は呈していた可能性の高い牛 の死体（地理的条件等により当 該検査を行うことが困難である 場合として農林水産省令で定め る場合を除く。）	令七・四・ 一から令 八・三・三 一まで	〃
結核	〃	家畜保健衛生所長が必要と認め た牛	〃	〃
ヨーネ病	〃	搾乳の用に供し、又は供する目 的で飼育している雌牛及びその ために県外から導入する雌牛並 びに家畜保健衛生所長が必要と 認めた牛	〃	家畜伝染病予防 法施行規則（昭 和二十六年農林 省令第三十五 号）別表第一に よる方法

牛カンピロバクター症	〃	家畜保健衛生所長が必要と認め た牛	一から令 八・三・三 一までの間 において家 畜保健衛生 所長が指定 する日	(平成二十七年 三月十三日付け 二六消安第四六 八六号農林水産 省消費・安全局 長通知)による 方法
トリコモナス症	〃	家畜保健衛生所長が必要と認め た牛	〃	〃
オーエスキール病	〃	家畜保健衛生所長が必要と認め た豚	〃	〃

大分県告示第百二十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおりその所有する家畜について豚熱の発生を予防するための注射を受けるべき旨を命ずる。

令和七年三月二十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

- 一 実施の目的  
豚熱の発生予防
- 二 実施する区域  
県内全域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
豚及びいのししでその所在地を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの
- 四 実施の期日  
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで
- 五 注射の方法  
豚熱ワクチンの筋肉内又は皮下注射

大分県告示第百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十六条第一項の規定により、杵築市長永松悟からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定によ

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営防災重点農業用ため池等整備事業	小武溜池地区	令七・三・二一から 令七・四・一〇まで	杵築市役所

り土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。  
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。  
令和七年三月二十一日  
大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県告示第百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。  
令和七年三月二十一日  
大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

- 一 保安林の所在場所  
国東市安岐町両子字堀切一六四三番一、一六四三番三、一六四三番四
- 二 指定の目的  
水源の涵養かんよう
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに国東市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和七年三月二十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 保安林の所在場所

国東市安岐町矢川字広坪七八三番、七八六番、七八八番、七八九番、七九三番二から七九三番四まで、八〇四番、字長瀬九一八番

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに国東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和七年三月二十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 保安林の所在場所

杵築市山香町大字野原字鹿鳴越三ノ四六五七番三四六・字堂尾三九〇九番（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

令和七年三月二十一日

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに杵築市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和七年三月二十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 保安林の所在場所

杵築市山香町大字日指字常盤四八〇八番三

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに杵築市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

大分県報（告示）

その関係図面は、令和七年三月二十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
令和七年三月二十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
------------	----	---------	-------	----

県道庄内久住線	由布市庄内町大龍字台二〇六六番七から	前	メートル 四二・九 一〇・八	メートル 四三六・〇
	由布市庄内町五ヶ瀬字梶屋九〇番六まで	後	四二・九 一〇・八	四三六・〇

県道文珠山浜線	国東市国東町来浦字長野前一六〇番四から	前	メートル 一〇・五 九・〇	メートル 五三・五
	国東市国東町来浦字長野前一六〇番五から	後	一三・〇 九・〇	五三・五

大分県告示第百二十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和七年三月二十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
令和七年三月二十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県告示第百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年三月二十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
令和七年三月二十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道小河内香々地線	豊後高田市夷字中ノ丸一五八番三地内	令七・三・二一

大分県告示第百三十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年三月二十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
令和七年三月二十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道赤根富来浦線	国東市国東町成仏字赤根川二九二七番一六地内	令七・三・二一

大分海区漁業調整委員会告示

大分海区漁業調整委員会告示第四号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十条第一項の規定により、次のとおり投錨して行う船釣りを禁止する。

令和七年三月二十一日

大分海区漁業調整委員会会長 小野 眞一

一 禁止区域

次に掲げるイからトまでの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域

点イ 神崎漁港四十二護岸に大分県が設置した標識灯

点ロ 北緯三十三度十九分五十四秒東経百三十一度四十六分五十四秒（日本測地系で北緯

三十三度十九分四十二秒東経百三十一度四十七分三秒）の点

点ハ 北緯三十三度二十分五十八秒東経百三十一度五十二分四十三秒（日本測地系で北緯

三十三度二十分四十六秒東経百三十一度五十二分五十二秒）の点

点ニ 点ハから愛媛県西宇和郡伊方町赤崎鼻見通し線上六千三百メートルの点

点ホ 点ニから大分市大字佐賀関牛島見通し線上二千七百五十メートルの点

点ヘ 点ホと大分市大字佐賀関高島東端を結んだ線と大分市大字佐賀関関埼灯台と愛媛県

西宇和郡伊方町佐田岬を結んだ線との交点

点ト 大分市大字佐賀関関埼灯台

二 禁止期間

令和七年六月一日から令和八年五月三十一日まで

大分海区漁業調整委員会告示第五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、あみ等のまきえを使用して行う船釣り及び当該船釣りに係る遊漁案内行為（以下「まきえ船釣り等」という。）を次のとおり禁止する。ただし、第三種共同漁業権に基づき当該船釣りを行う場合は、この限りでない。

令和七年三月二十一日

大分海区漁業調整委員会会長 小 野 貞 一

（禁止区域等）

一 次に掲げるイからトまでの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域。ただし、イからチまでの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域において、大分海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が漁業調整上支障がないとして承認した船舶（以下「承認船舶」という。）を使用して行う場合は、この限りでない。

点イ 神崎漁港四十二護岸に大分県が設置した標識灯

点ロ 北緯三十三度十九分五十四秒東経百三十一度四十六分五十四秒（日本測地系で北緯

三十三度十九分四十二秒東経百三十一度四十七分三秒）の点

点ハ 北緯三十三度二十分五十八秒東経百三十一度五十二分四十三秒（日本測地系で北緯

三十三度二十分四十六秒東経百三十一度五十二分五十二秒）の点

点ニ 点ハから愛媛県西宇和郡伊方町赤崎鼻見通し線上六千三百メートルの点

点ホ 点ニから大分市大字佐賀関牛島見通し線上二千七百五十メートルの点

点ヘ 点ホと大分市大字佐賀関高島東端を結んだ線と大分市大字佐賀関関埼灯台と愛媛県

西宇和郡伊方町佐田岬を結んだ線との交点

点ト 大分市大字佐賀関関埼灯台

点チ 東経百三十一度四十九分五十一秒（日本測地系で東経百三十一度五十分〇秒）の経

線と大分市の北側海岸線との交点

点リ 北緯三十三度十八分十二秒東経百三十一度四十九分五十一秒（日本測地系で北緯三

十三度十八分〇秒東経百三十一度五十分〇秒）の点

点ヌ 北緯三十三度十八分五十八秒東経百三十一度五十六分五十一秒（日本測地系で北緯

三十三度十八分四十六秒東経百三十一度五十七分〇秒）の点

（承認申請者）

二 前項ただし書の規定による承認（以下「承認」という。）の申請は、次の者が行うものとする。

1 漁業のために使用される船舶にあつては、当該船舶を使用する漁業者

2 遊漁のために使用される船舶にあつては、当該船舶を使用する遊漁者

3 遊漁案内行為のために使用される船舶にあつては、当該船舶を使用する遊漁船業者

（承認対象船舶）

三 承認の対象となる船舶は、次の船舶とする。

1 第一項ただし書に規定する海域におけるまきえ船釣り等に関し、沿岸漁場整備開発法

（昭和四十九年法律第四十九号）第二十四条第一項の規定に基づく漁場利用協定（以下

「漁場利用協定」という。）を締結した団体の構成員が使用する船舶

2 前号の漁場利用協定と同等の内容のまきえ船釣り等の規制を遵守する旨委員会に対し

誓約した者の使用する船舶

（漁場利用協定）

四 前項第一号の漁場利用協定は、次の要件を満たさなければならない。

1 大分県農林水産部漁業管理課長の立会いの下に締結されたものであること。

2 協定締結の当事者に大分県漁業協同組合が含まれているものであること。

（承認証の交付）

五 委員会は、承認をしたときは、まきえ船釣り等承認証（以下「承認証」という。）を承

令和七年三月二十一日

大分県報（大分海区漁業調整告示）

<p>認申請者に交付する。          (承認証の備付義務)          六 承認を受けた者は、承認船舶を使用して第一項ただし書に規定する海域においてまきえ船釣り等を行うときは、承認証を承認船舶に備え付けておかなければならない。          (指摘事項の遵守)          七 承認を受けた者は、承認船舶を使用して行う第一項ただし書に規定する海域におけるまきえ船釣り等に関し、委員会が漁業調整上必要と認めて指摘した事項を遵守しなければならない。          (承認の取消し)          八 委員会は、漁業調整上必要があると認めるとき、又はこの指示に違反する行為があったときは、承認を取り消すことができる。          (取扱要領)          九 この指示に定めるもののほか、承認等に係る事項については、委員会が別に定める。          (指示の有効期間)          十 この指示の有効期間は、令和七年六月一日から令和八年五月三十一日までとする。</p>	<p>津久見市 四浦地区</p> <p>津久見市大字保戸島と大字四浦との境界(ともうちばえ)から津久見市大字四浦字高浜の護岸北端に至る間(沖いそも含む。)</p> <p>津久見市保戸島(高甲岩灯台が設置された岩から保戸島に至る間の諸島を含む。)</p> <p>津久見市保戸島(高甲岩灯台が設置された岩から保戸島に至る間の諸島及び沖いそを含む。)</p>
<p>大分海区漁業調整委員会告示第六号          漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十条第一項の規定により、大分県海域におけるあみ等のまきえの使用を次のとおり禁止する。          令和七年三月二十一日          大分海区漁業調整委員会会長 小 野 眞 一          一 禁止区域</p>	<p>津久見市 無垢島と 同市保戸 島との間 の海域 (スカ漁 場)</p> <p>次のイからニまで及びイの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域内の海面のうち、世界測地系で北緯三十三度八分十二秒(日本測地系で北緯三十三度八分)以南の海面。ただし、津久見市保戸島(高甲岩灯台が設置された岩から保戸島に至る間の諸島を含む。)の最大高潮時海岸線から七百メートルの距離の線以内の海面を除く。</p> <p>イ 津久見市沖無垢島東端          ロ 津久見市保戸島高甲岩灯台          ハ 津久見市大字四浦間元鼻          ニ 津久見市地無垢島西端</p>
<p>地区          いそ釣りのあみ(おきあみを含む。)のまきえの使用禁止区域          船釣り(佐伯市鶴見地区においては、浮消波堤からの釣りを含む。)のあみ(おきあみを含む。)のまきえの使用禁止区域          いそ釣りの全てのまきえの使用禁止区域</p>	<p>佐伯市鶴見地区</p> <p>一 佐伯市鶴見梶寄大碇から同市鶴見と同市米水津との境界に至る間(沖いそも含む。)          二 佐伯市鶴見梶寄浦地蔵崎先端から</p> <p>一 佐伯市鶴見字戸島の頂上から真方位零度の線と、同市鶴見と同市米水津との最大高潮時海岸線における境界点から真方位八十三度の線との間における同市鶴見内(大島、高手島、小間島及び先ノ瀬を含む。)の最大高潮時海岸線から千メートルの距離の線以内の海面。ただし、次</p>
<p>佐賀関半島地区</p> <p>一 大分市大字佐賀関高島全域          二 大分市大字佐賀関牛島全域</p>	<p>佐伯市鶴見地区</p> <p>一 佐伯市鶴見梶寄大碇から同市鶴見と同市米水津との境界に至る間(沖いそも含む。)          二 佐伯市鶴見梶寄浦地蔵崎先端から</p>

同市鶴見丹賀浦女  
郎崎先端に至る間  
(沖いそも含む。)

- の海面を除く。
- 1 大島壇の鼻と立花崎を直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海面
  - 2 宇戸島の頂上から真方位零度の線と、同島頂上から高手島西端見通し線との間における、佐伯市鶴見内(高手島及び小間島を除く。)の最大高潮時海岸線から千メートルの距離の線以内の海面
- 二 佐伯市鶴見岩瀬を中心として半径千メートルの円で囲まれた海面

注 大分県漁業調整規則(令和二年大分県規則第六十六号)第三十四条の表の第五号及び第四十条に掲げる区域を除く。

二 禁止期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

大分海区漁業調整委員会告示第七号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十条第一項の規定により、次のとおり投錨して行う船釣り(いか釣りを除く。)及びあみ(おきあみを含む。)のまきえを使用して行う船釣りを禁止する。

令和七年三月二十一日

大分海区漁業調整委員会会長 小 野 眞 一

一 禁止区域

共第二十九号共同漁業権漁場区域内。ただし、大分市大字佐賀関高島東端から津久見市沖無垢島東端を見通した線の延長線以西の区域で、次の点イから点ロまでの間の沖無垢島の最大高潮時海岸線、点ロと点ハを結んだ直線、点ハから点ニまでの間の地無垢島の最大高潮時海岸線及び点ニから臼杵市飛潮崎を見通した線以南の区域を除く。

- 点イ 津久見市沖無垢島東端  
点ロ 津久見市沖無垢島南端  
点ハ 津久見市地無垢島北端  
点ニ 津久見市地無垢島南端

二 禁止期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

大分海区漁業調整委員会告示第八号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十条第一項の規定により、次のとおり全長十五センチメートル以下のまこがれいの採捕を禁止する。  
ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

令和七年三月二十一日

大分海区漁業調整委員会会長 小 野 眞 一

一 禁止区域

伊予灘及び豊後水道北部(点イと点ロとを結んだ直線、点ロから東国東郡姫島を北回りに点ハに至る間の最大高潮時海岸線から八メートルの線及び点ハから点ニを通る直線を順次に結んだ線以南から、点ホと点へとを結んだ直線(点ホから真方位七十七度)以北の海域)の大分県海域

- 点イ 豊後高田市と国東市との最大高潮時海岸線における境界点  
点ロ 点イから磁針方位三百五十度八千メートルの点  
点ハ 東国東郡姫島村姫島灯台から山口県熊毛郡上関町小祝島西端見通し線上八千メートルの点  
点ニ 山口県熊毛郡上関町小祝島西端  
点ホ 津久見市と佐伯市との最大高潮時海岸線における境界点  
点ヘ 愛媛県宇和島市津島町北灘権現山頂上

二 禁止期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

大分海区漁業調整委員会告示第九号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十条第一項の規定により、次のとおり釣りによる全長二十センチメートル以下のいさきの採捕を禁止する。  
ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

令和七年三月二十一日

大分海区漁業調整委員会会長 小 野 眞 一

一 禁止区域

豊後水道(大分県関崎灯台から愛媛県佐田岬灯台に至る直線以南の海域)のうち、津久

令和七年三月二十一日

大分県報(大分海区漁業調整告示)

令和七年三月二十一日

大分県報（大分海区漁調委告示）

見市と佐伯市との最大高潮時海岸線における境界点から愛媛県宇和島市津島町北灘権現山頂上見通し線（津久見市と佐伯市との境界が最大高潮時海岸線と接する点から真方位七十七度）以北の大分県海域

二 禁止期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで